

# 島根県医師会会務管掌規程

第1条 本規程は、島根県医師会定款第29条第1項による理事の職務執行のためこれを定める。

第2条 本会会務を執行するため、次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 保険部
- (3) 地域社会部
- (4) 会員福祉部
- (5) 部会活動部

第3条 各部の事務分掌は、概ね次によるものとする。

## 1. 総務部

### (1) 庶務

- ① 医師の倫理高揚
- ② 定款、諸規程の改廃
- ③ 理事会、常任理事会、代議員会及び郡市医師会長会、裁定委員会等の開催
- ④ 郡市医師会、中国四国医師会連合、日本医師会その他関係機関との連絡調整
- ⑤ 会員大会の開催
- ⑥ 会員の表彰、制裁
- ⑦ 事務局運営
- ⑧ 会館の維持管理
- ⑨ 会員名簿の発行
- ⑩ 他部の所掌に属しない事項

### (2) 経理

- ① 収支予算経理及び決算
- ② 会費等の賦課徴収
- ③ 税務
- ④ 財産及び物件の管理

### (3) 広報（対外広報）・編集

- ① 島根県医師会報の編集発行

### (4) 情報

- ① 医療情報関係
- ② ホームページ
- ③ 日医認証局地域受付審査局

### (5) 学術・生涯教育

- ① 医学医術の振興
- ② 医師の生涯教育
- ③ 医学会及び医学研修会

- ④ 島根医学の編集発行
- ⑤ 医学図書及管理及び整備
- ⑥ 各専門学会・医会・新専門医制度への協力
- ⑦ 倫理審査委員会の運営
- (6) プライマリ・ケア
- (7) 医事法制
- (8) 母体保護法指定医の指定
- (9) 日本医師会認定産業医の認定申請の審査
- (10) 日本医師会認定健康スポーツ医の認定申請の審査
- (11) 医療安全対策（個人情報・相談事業を含む）

## 2. 保険部

- (1) 社会保険
  - ① 社会保険診療内容の向上
  - ② 社会保険指導
  - ③ 行政機関及び審査委員会との連絡調整
- (2) 介護保険

## 3. 地域社会部

- (1) 地域医療（薬事を含む）
- (2) 地域医療構想
- (3) 地域医療介護総合確保基金
- (4) 小規模入院施設（有床診を含む）
- (5) 特定健診・特定保健指導
- (6) 少子高齢化対策
- (7) 母子保健・乳幼児医療（小児在宅ケアを含む）
- (8) 男女共同参画
- (9) 救急・災害医療（危機管理を含む）
- (10) 国民保護法
- (11) 空港医療救護対策
- (12) へき地医療
- (13) 健康教育
- (14) 緩和医療
- (15) 医療経営
  - ① 病院・診療所
  - ② 医療法人
  - ③ 医療経済実態調査
- (16) 医師会共同利用施設
- (17) 感染症・予防接種
- (18) 糖尿病対策

(19) 公衆衛生活動（献血・精神保健・環境保健を含む）

(20) 医療従事者対策

(21) 医療用廃棄物対策

#### 4. 会員福祉部

(1) 福利厚生・慶弔

(2) 協力貯蓄・生命（損害）保険・医師年金

(3) 税務関係

#### 5. 部会活動部

(1) 産業医部会

(2) 学校医部会

(3) 労災自賠責保険部会

(4) スポーツ医部会

(5) 勤務医部会

(6) 警察協力医部会

(7) 島根県有床診療所協議会

第4条 各部の統括者は副会長とし、各業務の責任者は理事を当て、会長が委嘱する。

第5条 本規程に規定するものの他必要な事項は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

## 附 則

（施行期日）

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成28年2月14日一部改正、同日施行

3 平成29年2月5日一部改正、平成29年1月15日施行

4 平成31年2月3日一部改正、平成31年4月1日施行

5 令和2年6月21日一部改正、同日施行